

1. 改革なるか？現行の労働時間法制についてのおさらい

先月、安部内閣の新成長戦略の一つとして雇用制度改革が盛り込まれ、閣議決定しました。この中でも「残業代ゼロ」という標語の下にとりわけ注目を集めていたのは「時間ではなく成果で評価される制度」の新設でしたが、雇用制度改革には、「裁量労働制の新たな枠組みの構築」「フレックスタイム制の見直し」なども盛り込まれていました。労働時間制度については、主に「時間ではなく成果で評価される制度」「裁量労働制」「フレックスタイム制」の3つが具体的な改革対象の制度であるといえますが、その前にそもそも現在の労働時間法制がどのような内容なのか？概要をおさらいしてみます。

まず原則は「法定労働時間は、1日8時間以内かつ1週40時間以内」です。ただし、いくつかの例外的取り扱いがあり、大まかにいうと、①10人未満の一定の業種(商業、接客娯楽業等)は「1週44時間以内」でもOK、②管理監督者(地位、権限、待遇等が相当に高い)、農水産業従事者など一定の業務内容の労働者には労働時間等の規制から適用は適用しない、③法で認められた変形労働時間制等を適用する、ということになります。変形労働時間制(1週間、1ヵ月、1年単位)とフレックスタイム制、事業場外みなし労働、専門業務型裁量労働、企画業務型裁量労働が挙げられます。ただし、これらについては、法で例外を認めることから、対象者、手続や平均する期間等の要件が法律に定められ、その要件を満たしていない場合には、その制度の導入・運用は認められない、というものになっています。

雇用制度改革の方針をみると、「時間ではなく成果で評価される制度」は、上に述べた現行法制にないものが新設されるということで、対象労働者の年収・職務内容等の要件、健康確保の措置等を要する制度のようであり、「裁量労働制の新たな枠組みの構築」「フレックスタイム制の見直し」は、③で述べた現行の法律に定められた要件に関する見直しといえます。今後、労働政策審議会での検討などを経ますが、決して小さな変更ではないため、今後も動向に注視したいところです。

2. 労働安全法が改正されます

6月25日に、労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布されました。改正法のポイントをかいつまむと、

- **ストレスチェック制度の創設** 医師、保健師などによるストレスチェックの実施を事業者には義務付け(ただし50人未満の事業場は努力義務) ストレスチェックを実施後、事業者は結果をもとに労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施。必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする
- **受動喫煙防止対策の推進** 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける
- **重大な労働災害を繰り返す企業への対応** 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設(計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する、それにも従わない企業については、名称を公表する)
- **規制・届出の見直しなど** 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出を廃止、特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加するなどとなります。



施行日は、公布の日から起算して6月や1年、1年6月を超えない範囲内において政令で定める日。それぞれの施行日が近づきましたら、また詳しくお知らせいたします。

3. 夏季休業のお知らせ

8月11日～15日まで休業させていただきます。皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

一年前から始めたベリーダンス。基礎練習は体づくり目的で楽しいのですが、最近、ポージングを習い始め、鏡の前でなまめかしい(笑)ポーズを練習するのですが、これが相当恥ずかしい(しかも見たら絶対笑える!!)。自分のはあとの女性独特の柔らかな動きやポーズは性に合わないことを実感しました。今年も阿波踊りで威勢よく夏を乗り切りま〜す!(秋山)